

**大多喜町第4次総合計画及び大多喜町人口ビジョン・第3期総合戦略
策定支援業務委託プロポーザル評価要領**

1 趣旨

この要領は、大多喜町第4次総合計画及び大多喜町人口ビジョン・第3期総合戦略策定支援業務に係るプロポーザルに関する評価の体制及び評価基準等について定める。

2 評価の体制等

- (1) プロポーザルの評価は、「大多喜町第4次総合計画及び大多喜町人口ビジョン・第3期総合戦略策定支援業務プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）により行う。
- (2) 評価委員会は、副町長、総務課長、財政課長、企画課長及び建設課長をもって構成する。
- (3) 評価委員会の委員長は、副町長をもって充てる。
- (4) 評価委員会の招集及び会議の議長は、委員長が行う。
- (5) 評価委員会の庶務は、企画課企画政策係において処理する。

3 評価方法及び評価基準等

- (1) 提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査、関係書類及び見積金額についての審査を行う。
- (2) 評価は、別表に定める採点基準表により実施し、合計得点の高い事業者を受託候補者として選定する。
- (3) 合計得点が高点の場合は、次の評価項目の順で点数の高い事業者を受託候補者として選定する。

ア 企画提案内容（プレゼンテーション）

イ 業務実績等（業務受注実績・業務執行体制）

ウ 見積金額

- (4) 提出者が1者の場合

提出者が1者の場合でも、原則としてプレゼンテーション審査を行い、委員会がその企画提案書等について、実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。